

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次に掲げる法律の規定に基づく戸籍事項の証明」を「戸籍事項の証明で、法律により、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨規定されているもの」に改め、同項各号を削る。

別表その2 戸籍等関係の表中

「

(12) 周南市民カードの交付又は再交付	1件につき 200円
(13) 住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき 500円
(14) 身分に関する事項を証明した書面の交付	1通につき 200円
(15) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円
(16) 社会保障・税番号制度に係る通知カードの再交付	1件につき 500円
(17) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付	1件につき 800円

」

を

「

(12) 身分に関する事項を証明した書面の交付	1 通につき 200円
(13) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1 両につき 750円
(14) 社会保障・税番号制度に係る通知カードの再交付	1 件につき 500円
(15) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付	1 件につき 800円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(免除)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>次に掲げる法律の規定に基づく戸籍事項の証明については、手数料を徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第45条</u></p> <p>(2) <u>国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第32条</u></p> <p>(3) <u>私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第6条</u></p> <p>(4) <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第95条又は第172条</u></p> <p>(5) <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第114条</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第112条</u></p> <p>(7) <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）第104条</u></p> <p>(8) <u>中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第87条</u></p> <p>(9) <u>社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第26条</u></p>	<p>(免除)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>戸籍事項の証明で、法律により、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨規定されているものについては、手数料を徴収しない。</u></p>

現行

改正案

- (10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第27条
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の25
- (12) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第34条
- (13) 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第30条
- (14) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第66条
- (15) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第59条
- (16) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第143条
- (17) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第75条
- (18) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第19条
- (19) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第48条
- (20) 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成10年法律第77号）第76条
- (21) 健康保険法（大正11年法律第70号）第196条

現行

改正案

- (22) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）第78条
- (23) 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成16年法律第126号）第73条
- (24) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第26条
- (25) 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成17年法律第64号）第73条
- (26) 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成17年法律第65号）第72条
- (27) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第83条
- (28) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第136条
- (29) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の

現行	改正案																												
<p>支給に関する法律（平成20年法律第80号）第16条</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>その2 戸籍等関係</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>その2 戸籍等関係</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">手数料を徴収する事項</th> <th style="width: 40%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(12) 周南市民カードの交付又は再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき 200円</td> </tr> <tr> <td>(13) 住民基本台帳カードの交付又は再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき 500円</td> </tr> <tr> <td>(14) 身分に関する事項を証明した書面の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき 200円</td> </tr> <tr> <td>(15) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">1両につき 750円</td> </tr> <tr> <td>(16) 社会保障・税番号制度に係る通知カードの再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき 500円</td> </tr> <tr> <td>(17) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき 800円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	(略)		(12) 周南市民カードの交付又は再交付	1件につき 200円	(13) 住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき 500円	(14) 身分に関する事項を証明した書面の交付	1通につき 200円	(15) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円	(16) 社会保障・税番号制度に係る通知カードの再交付	1件につき 500円	(17) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付	1件につき 800円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">手数料を徴収する事項</th> <th style="width: 40%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(12) 身分に関する事項を証明した書面の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき 200円</td> </tr> <tr> <td>(13) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">1両につき 750円</td> </tr> <tr> <td>(14) 社会保障・税番号制度に係る通知カードの再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき 500円</td> </tr> <tr> <td>(15) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき 800円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	(略)		(12) 身分に関する事項を証明した書面の交付	1通につき 200円	(13) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円	(14) 社会保障・税番号制度に係る通知カードの再交付	1件につき 500円	(15) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付	1件につき 800円
手数料を徴収する事項	手数料の金額																												
(略)																													
(12) 周南市民カードの交付又は再交付	1件につき 200円																												
(13) 住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき 500円																												
(14) 身分に関する事項を証明した書面の交付	1通につき 200円																												
(15) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円																												
(16) 社会保障・税番号制度に係る通知カードの再交付	1件につき 500円																												
(17) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付	1件につき 800円																												
手数料を徴収する事項	手数料の金額																												
(略)																													
(12) 身分に関する事項を証明した書面の交付	1通につき 200円																												
(13) 道路運送車両法第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円																												
(14) 社会保障・税番号制度に係る通知カードの再交付	1件につき 500円																												
(15) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの再交付	1件につき 800円																												
その3～その6 (略)	その3～その6 (略)																												